

事務連絡  
平成31年1月30日

各居宅介護支援事業所  
各地域密着型サービス事業所 管理者 殿

山形県健康福祉部長寿社会政策課  
介護指導担当

介護支援専門員証の有効期間更新交付申請に係る注意事項及び  
平成31年度からの山形県介護支援専門員各法定研修の周知方法について

介護保険制度の施行につきましては、日ごろより格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、下記のとおりお知らせいたします。管理者の方におかれましては、内容を御確認いただき、所属の介護支援専門員の方々に漏れなく周知くださるようお願いいたします。

#### 記

##### ① 介護支援専門員証の更新申請について

介護支援専門員証（以下、「証」という。）の更新申請につきましては、各法定研修開催時に受講者の方へ御案内をしているところですが、証の更新のための研修修了後に、証の有効期間内に更新申請を行う必要があります。

しかし、研修を修了したにも関わらず、更新申請を失念していたために、証の更新ができなくなるケースが例年見られております。改めて、所属の介護支援専門員の方々の有効期間満了日を御確認いただき、更新申請がまだの場合は、至急お手続きくださるよう周知願います。

（有効期間満了日の一年前から、手続きを行うことができます。）

##### ② 平成31年度の研修について

来年度の研修日程は、山形県ホームページに3月末に掲載予定です。

証の有効期間満了日が平成32年1月～同年12月の方で、専門研修を受講していない場合、更新のための研修を受ける必要がありますので、御承知おきください。

特に主任更新研修は、例年4月初旬から申し込み開始予定のため、受講を希望する方は、御注意ください。

③ 平成 31 年度からの研修開催通知について

これまで、各法定研修についての開催案内は、研修実施機関より郵送にて各事業所あてに送付されておりましたが、平成 31 年度からは、郵送による開催通知は行いません。 県及び研修実施機関ホームページ上での掲示、各事業所あてのメールによる御案内とさせていただきますので、御承知おきください。

※リーフレットを作成いたしましたので、貴施設の介護支援専門員の方々への周知等に御活用ください。

担当：山形県健康福祉部長寿社会政策課 介護指導担当 内海・西村 〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 TEL023-630-3124
---